

「ものづくり基盤技術の高度化」と「新連携」

菊地 博

今年 6 月、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」が施行されました。この法律に基づく特定研究開発等計画の認定件数は、平成 18 年 8 月現在、399 件となっています。また、昨年 4 月、「中小企業新事業活動促進法」が施行され、この法律に基づく新連携の計画認定件数は 8 月現在、224 件となっています。中小企業のなかには両方の計画認定を受けている積極的な企業もあります。

これらの法律はともに中小企業の新事業活動を支援するもので、計画認定を受けると補助金等を申請することができます。次にこれらの法律による支援内容を簡単に比較してみます。

| | | 中小ものづくり高度化法 | 新連携 |
|------------------|----------|--|---|
| 計 画 認 定 | 対象企業 | ・ 中小企業単独または共同 | ・ 異分野の中小企業が 2 以上参加する連携体 |
| | 事業や技術の要件 | ・ 組込ソフト、金型、電子部品実装、プラスチック成形、鍛造、動力伝達、部材結合、鋳造、金属プレス加工、位置決め、切削加工、織染加工、化学合成、熱処理、めっき、発酵、真空維持の 17 技術 ・ 課題・ニーズ、高度化目標、開発対象技術が国の指針で指定 | ・ 具体的な販売活動が計画されているなど事業として成り立つ可能性が高く、継続的に事業として成立すること ・ 10 年以内に融資返済や投資回収が可能なものであり、資金調達コストも含め一定の利益をあげることが必要 |
| 補 助 金 等 | 名称 | 戦略的基盤技術高度化支援事業（一般枠） | 新連携対策補助金（事業化・市場化支援事業） |
| | 金額 | ・ 委託費：初年度 1 億円未満 | ・ 補助金：3,000 万円/件 ・ 補助率：3 分の 2 以内 |
| | 対象経費の概要 | ・ 機器設備費、事業費： ・ 労務費、一般管理費： ・ マーケティング調査費：× | ・ 機器設備費、事業費： ・ 労務費、一般管理費：× ・ マーケティング調査費： |
| | 計画期間 | 2 年、3 年 | 3 年以内 |

中小ものづくり高度化法では、国の指定する高度な研究開発を対象としており、このため、委託費の対象に労務費が含まれ、委託費の額が多いという特徴があります。一方、新連携では、販売活動が重視されていることもあり労務費は補助金の対象外ですがマーケティング調査費が補助金の対象になっています。

平成 16 年度まで中小企業の技術レベルのシンボルとして「創造法の認定」がありました。中小ものづくり高度化法の認定がこれに替わるものともいえますが、対象技術が国の指定した 17 技術に限られます。「創造法の認定」に替わる新たなシンボルとして対象技術の拡大が望まれます。